



福岡医発第 3058 号 (地)
令和 5 年 2 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する議論については、令和 4 年 12 月 12 日付福岡医発第 2544 号 (地) にてご連絡しておりました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、下記のとおり、令和 5 年 4 月 1 日より、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として 9 価 HPV ワクチンによる接種を追加する旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の概要

組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 月以上の間隔において 2 回筋肉内に注射した後、3 月以上の間隔において 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法

2. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

日医発第 2079 号（健Ⅱ）
令和 5 年 2 月 3 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本改正は、下記のとおり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として 9 価 HPV ワクチンによる接種を追加するもので、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 月以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射した後、3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法

健 発 0130 第 3 号
令和 5 年 1 月 30 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 11 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

健発 0130 第 2 号
令和 5 年 1 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 11 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ① ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として、以下のものを追加することとする。
 - ・ 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- ② その他所要の改正を行う。

第二 施行期日

この省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとする。

○厚生労働省令第十一号 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和五年一月三十日 予防接種実施規則の一部を改正する省令 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分） 厚生労働大臣 加藤 勝信	
改 正 後	改 正 前
（接種の方法） 第十九条 ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれの方法により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があるとき認められる場合には、これらに準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。	（接種の方法） 第十九条 ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内

一 組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）
二 組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）
三 組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）

附 則

- （施行期日）
- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行前の注射であつて、この省令による改正後の予防接種実施規則第十九条第三号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者を同号の規定による注射を受けた者とみなして、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。